

主な改正点

主な改正点の内容は、寄付の禁止などです。政治家や候補者ばかりでなく、私たちも知っておかなければならない点も含まれています。

寄付の禁止

政治家や候補者（候補者になろうとする人も含む）はどんな場合でも、選挙に関係あるなしにかかわらず、名義がどうあろうと、選挙区内の人（親族や政党など除く）に、いっさいの寄付ができなくなります。

また、政治家や候補者などが構成員になつてゐる会社、その他の法人または団体、その政治家などの氏名を使って寄付することもできません。（政党その他の政治団体またはその支部にする場合は除く）逆に、私たちから政治家や候補者などに寄付をねだると、法律違反になります。

ポスター類の制限

政治家や公職の候補者などは、政治活動を目的として、その氏名を入れた立札や看板類を掲示することができなくなりました。後援団体が、その名称を表示したのも同様です。ただし、政治家・候補者などやその後援団体が、政治活動のための事務所に掲示するもの（数に制限があり、選挙の定める表示が必要）や、ベニア板、プラスチック板などを使わないポスターなど、認められるものもあります。

その他

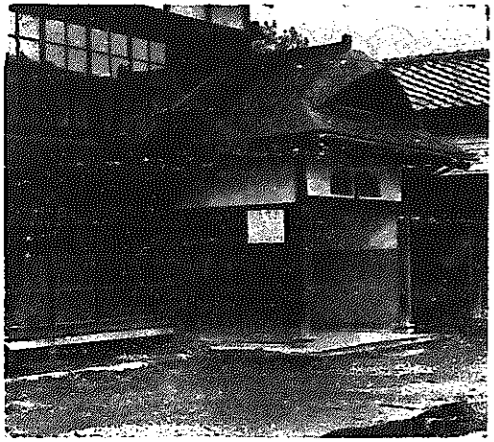
▽衆議院の議員定数が二十人増えて五百十一人になります。
▽供託金が約三倍になります（市長八万から二十五万円。市議三万から十万円）
▽運動用の通常はがきの使用枚数が増えます。

市有地を お売りします

旧茨會根診療所など

- 1 土地〔田〕 九八八平方メートル茨會根字嵐二四五六番一。
- 2 土地〔宅地〕 七五七・九七平方メートル茨會根字参拾貳番割三三三三番五。
- 3 建物〔木造二階建〕 三〇六・四三平方メートル茨會根字参拾貳番割三三三三番五。
- 4 土地〔宅地〕 二九五・八二平方メートル茨會根字参拾貳番割三三三三番五。
- 5 建物〔木造平家建〕 九一・〇一平方メートル茨會根字参拾貳番割三三三三番五。

- 四三六番三。
- ◇公売方法
- ① 希望者は、見積書（財政課にあり）に希望の物件を見積り十二月十日午後五時までに、財政課へ提出ください。
 - ② 公売物件の「田」を希望する人は農業委員会が交付した公売適格証明書を添付してください。
 - ③ 買い受け人の決定は、予定価格以上の最高価格で見積りをされた人です。詳しいことは管財係（電話二二二二・二二九四）へ、おたずねください。



▲旧茨會根診療所

方根三三三番五
三三三番五
三三三番五
三三三番五
三三三番五

「明るい選挙」はこんなところから 公職選挙法の一部改正

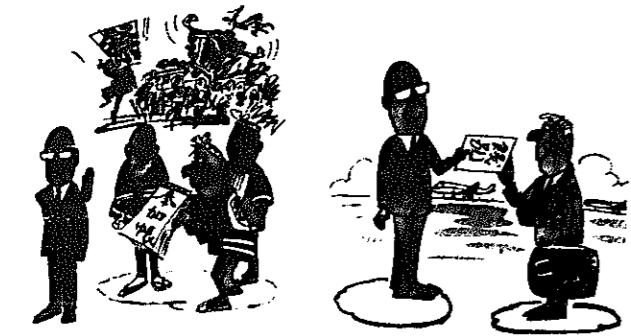
公職選挙法の一部が改正され、10月14日から施行されました。そこで、わたしたちが知っておいたほうが良いと思われることがらを、簡単にお知らせします。改正の内容と違反になるものを、マンガで解説してみました。ちょっと目をお通し願います。

こんな時は
どうですか……

問い 候補者などが、結婚式に招かれて金品を出すことは寄付になりますか。会費制の場合に、その会費を支払うことはどうですか。
答え たえば、実費に見合う程度の金品を出すとしたらどうですか。
答え 会費制の結婚式に出席し、その会費を支払うことは大丈夫です。

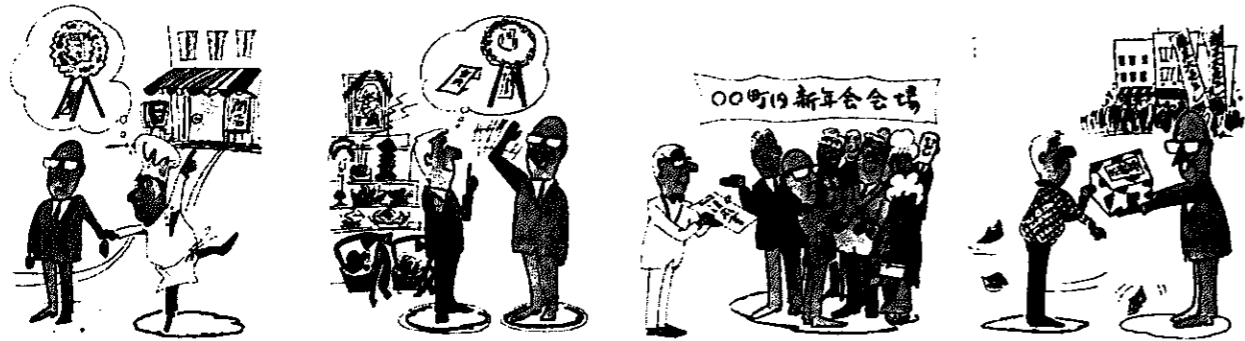
問い 候補者などは、お年玉つき郵便はがきを選挙区内の人にだせますか。
答え だせません。
問い 時局講演会などの周知のためのポスターは。
答え ベニアなどに裏打ちしてあるものについては違法のポスターですので、撤去しなければなりません。

このほか、改正についての詳しいことは、選挙事務局（電話二二二二・二二二二）へ、おたずねください。



お祭りなどの寄付、お酒など

旅行のお経別



落成式や開店祝いの花輪

お葬式の香典、花輪、供花

集会などの飲食代

お中元やお歳暮



結婚のお祝い金やお祝い品

出産・入学・卒業のお祝い品やお祝いのお金

市民の皆様にお願ひ
市議会議員 川田 福治
市民の皆様いつも格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。十一月十四日、市議会議員全員協議会を開き、公選法一部改正に伴う諸問題を協議し、禁止された件について厳守することと年賀状、暑中見舞いについても自粛を申し合わせましたので、ご了承賜ります様お願い申し上げます。お願ひいたします。